

京情審答申第87号
平成25年4月26日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定
について（答申）

平成24年11月22日付け4計第31号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定について、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別紙2に記載の非公開部分については公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年9月26日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成24年1月4日以降の城陽市、近畿砂利協同組合及び京都府との保安林解除に向けての協議経過のわかる文書（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 平成24年10月10日、実施機関は、公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処分（以下「処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成24年11月6日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、処分のうち、別紙2に記載の文書に係る部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年11月22日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 保安林は、土砂災害による被害を防ぐために指定されており、その解除を伴う事業については、地域住民の生命や財産に大きく関わる重要な問題である。したがって、議会における予算措置や地域住民との合意形成が不可欠であり、その過程において保安林解除の理由、場所及び面積の情報が公開されることは当然である。よって、保安林の実測面積を、条例第6条第1号又は第3号の規定を適用して非公開にす

るという整理は、地域住民の生命や財産といった公の利益よりも個人や事業者の利益を優先することに他ならない。

- 2 平成21年5月20日付け1森349号の公文書非公開決定の取消しについて及び公文書公開決定通知書において、今回の請求で対象となっている場所と同じ場所の実測面積が公開されている。これは、府の内部で対応処理や考え方についての情報が共有されていないからである。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び京都府情報公開審査会での職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

本件処分により非公開とした面積については、現地において隣接者と境界立会いを行った上で実測した面積ではなく、事業者の判断で図上に境界を設定して計算した面積である。一方で、以前に実施機関から公開された面積は、事業者と実施機関との同意の上で導き出されたものである。実施機関から公開された面積が1回目と2回目で異なれば、地権者は自身に有利な面積を主張し、境界紛争が生じるので、個人又は法人の正当な利益を害するおそれがある。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件公文書は、別紙1に記載の6件であるが、異議申立てがなされたのは、別紙2に記載の文書及び非公開部分である。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

実施機関は、同じ場所について異なる面積を公開すれば、地権者は自身に有利な面積を主張し、境界紛争が生じるので、個人又は法人の正当な利益を害するおそれがある旨主張する。

しかし、過去に作成した公図が必ずしも正しいものではないという今日の不動産事情を考慮すると、境界紛争は土地売買の自由を認める限り常に生じ得るものである。

条例第6条第1号の適用においては、個人の正当な利益を害するおそれを、同条第3号の適用においては、法人の正当な利益を害するおそれをそれぞれ具体的に考慮しなければならないところ、異なる面積を公開することによって境界紛争の火種が生じ得るという理由だけでは、抽象的にすぎ、同条第1号及び第3号を適用するに十分ではない。

したがって、実施機関の主張は、採用することができない。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙1)

<部分公開>

- 1 城陽市東部丘陵地の「防災緑地整備事業」に係る協議結果について
(平成24年2月29日開催)
- 2 山砂利採取地の防災緑地整備事業に係る協議について(平成24年4月27日開催)

<全部公開>

- 1 防災緑地における保安林解除について (平成24年5月25日開催)
- 2 防災緑地整備事業に係る保安林解除協議について (平成24年7月4日開催)
- 3 山砂利採取地の防災緑地整備事業に係る協議について(平成24年7月26日開催)
- 4 城陽市東部丘陵地の「防災緑地整備事業」に係る協議結果について
(平成24年9月12日開催)

(別紙2)

<文書名>

山砂利採取地の防災緑地整備事業に係る協議について（平成24年4月27日開催）

<非公開部分>

- ・(7) 当該事業等の用に供される土地の所在場所及び所有者中、
図上面積 (ha) 及び要解除面積 (図上) (ha)
- ・II 保安林解除に関する資料中、
図上面積 (ha) 及び要解除面積 (図上) (ha)

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月22日	諮問書の受理
平成24年12月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年12月26日	異議申立人の意見書の受理
平成24年 1月29日	第1回審査会
平成25年 2月20日	第2回審査会
平成25年 3月 8日	第3回審査会
平成25年 4月26日	答 申